

お詫びとお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社は、景品表示法第7条第1項の規定に基づく消費者庁の措置命令（令和元年7月4日消表対第323号）に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次のとおり周知します。

弊社は「フィッティ 吸着分解マスク スーパーフィット ふつう [大人向け]」及び「フィッティ 吸着分解マスク スーパーフィット やや小さめ [女性・子供向け]」（「本件2商品」）を一般消費者に販売するに当たり、平成27年9月以降、容器包装において、「かぜ花粉 ハウスダスト 黄砂 PM2.5 しっかり対策」「フィッティ®吸着分解マスク TM スーパーフィット」「しっかり吸着 光で分解」及び「光触媒チタンアパタイト*採用」「光触媒チタンアパタイトとは 東京大学と㈱富士通研究所で共同開発された花粉*1・細菌・ウイルスなどの空気中の有害物質を従来の光触媒より格段に高い吸着力でとらえ、太陽の光によって分解 [CO₂ (二酸化炭素) + H₂O (水)] する素材です。特許 3697608 号」及び「*1花粉はアレルゲンとしての意味です。」と表示（本件表示）することにより、あたかも、本件2商品を装着すれば、太陽光下において、本件2商品に含まれる光触媒の効果によって、本件2商品表面に付着した花粉由来のアレルギーの原因となる物質、細菌及びウイルスを化学的に二酸化炭素と水に分解することにより、これらが体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示をしておりました。

本件表示は、それぞれ、本件2商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

本件表示により、お客様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。弊社は、今回の措置命令を真摯に受け止め、再発防止のため管理体制の一層の強化に努めてまいり所存でございます。

令和元年7月27日

玉川衛材株式会社